

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年四月二十五日奈良県指令中土第五四一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月二十七日中土第七四一九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年七月二十七日中土第七五〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手七一〇番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手六三二番地二

ティーズホーム 代表 竹村満

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字阪手七一〇番三の一部

下水道 磯城郡田原本町大字阪手七一〇番三の一部

水路 磯城郡田原本町大字阪手七一〇番三の一部

一 許可番号

令和三年十月二十六日奈良県指令中土第五四一八号

令和三年十二月十三日奈良県指令中土第五四一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月二十八日中土第七四一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年七月二十八日中土第七五〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋五四番一及び五五番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋五五番二の一部